盛岡市立手代森小学校　いじめ防止基本方針

平成 26 年 8 月策定　平成 29 年 9 月改訂

1　いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介したいわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら、社会総掛かりで対峙することが必要である。また、いじめ問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

こうした中、本校は学校教育目標に掲げる「思いやりのある子ども」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。

2　いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　【いじめ防止対策推進法第2条】

3　いじめの基本認識

(1)いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。

(2)いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し適切な指導と支援が必要である。

(3)いじめは教師の児童観や指導のあり方が問われる問題である。

(4)いじめは家庭教育のあり方に大きな関わりをもっている。

(5)いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

4　教職員による指導について

(1)学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心かつ安全な学校生活を保障するとともに、児童が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。

(2)自己有用感や自尊感情を育むため、児童一人ひとりが活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。

(3)すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。

(4) 児童の豊かな情操と道徳心を培い心の通う対人関係能力(の素地)を養うため、すべての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

(5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実に努める。

(6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。

5　児童に培う力とその取組

(1) 自分も他人もともにかけがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育てる。

(2) 学級活動や児童会活動などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わってよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。

(3) 学級の諸問題について話し合って解決する場を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。

(4)「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

6　いじめの防止等の対策のための組織

本校はいじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、当該担任等

(2) 取り組み内容

① いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成(道徳教育の全体計画への位置づけ)

② いじめにかかわる研修会の企画立案

③ 未然防止、早期発見の取組

④ アンケート及び教育相談の実施と結果報告(各学級・学年の状況報告等)

⑤ いじめ防止にかかわる児童の主体的な活動の推進

⑥ いじめの認知・解消

(3) 開催時期

月1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する。

7　児童の主体的な取組

(1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした児童会行事や取組

・児童会の挨拶運動

・縦割り班での「掃除」「りんごっこ集会」

・全校での「1年生を迎える会」「6年生を送る会」

(2) いじめの問題にかかわる話し合いの実施

(代表委員会を活用して)

８　家庭・地域との連携

(1)学校いじめ防止基本方針を、学校通信に掲載するなどして広報活動に努める。

(2)PTA の各種会議で、いじめの実態や指導方針について説明を行う。

(3)いじめ防止等の取組について、学級通信を通じて保護者に協力を呼びかける。

(4)授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。

(5)通信等でいじめの問題についての保護者の意見を紹介する。

９　教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

(1) いじめの問題にかかわる校内研修会　　年2回(8,1 月)

(2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断　年3回(6,11,2 月)

１０　いじめの早期発見のために

(1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くよう心がける。

(2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記等も活用する）

(3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、休み時間、大会に向けての練習、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。

(4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、大会に向けての練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら発見に努める。

(5) いじめの兆候に気づいたときは、教職員が、速やかに予防的介入を行う。

(6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

１１　いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめを早期に発見するため、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

(1) 児童を対象にしたアンケート調査（りんごっこアンケート）　年３回(6,11,2 月)

(2) 保護者を対象にしたアンケート

(3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査

１２　相談窓口の紹介

いじめられている児童が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気のいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。

いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

○ 日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・全教職員が対応
○ カウンセラーの活用・・　　・・・・・・・・・養護教諭・特別支援コーディネーター
○ 地域からのいじめ相談窓口　　・・・・・・・・・副校長
○ インターネットを通じて行われるいじめ相談・学校または所轄警察署
※盛岡市教育委員会 教育研究所・・・・・・・・・・・019−651−4111
※24 時間いじめ相談電話（県教委）・・・・・・・・・019−623−7830（24 時間対応）

１３　いじめに対する措置の基本的な考え方

(1)いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。

(2)いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。

(3)いじめ問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。

(4)教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

(5)いじめの行為が止んでいる状態であるかについて少なくとも3か月間継続的に観察するとともに、被害児童や保護者との面談等を通じて心身の苦痛の有無を確認するなど、いじめ問題への対応後のケアを図る。

１４　いじめの発見・通報を受けたときの対応

(1)いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。

(2)いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、校長以下すべての教員の共通理解の下、役割分担をして問題の解決にあたる。

(3)いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。

(4)いじめられている児童や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。

(5)いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(6)いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携をとりながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講じる。

(7)いじめを受けた児童の心を癒すため、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け学校生活に適応していくため、カウンセラーや養護教諭と連携を図りながら指導を行う。

(8)教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、児童に懲戒を加える。

１５　いじめが起きた集団への対応

(1)いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。

(2)学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。

(3)すべての児童が、集団の一員として、互いに尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

１６　警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、盛岡市教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

１７　ネットいじめへの対応

(１)インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、盛岡市教育委員会と連携し、プロバイダなどに情報の削除を求める。

(2)児童の生命、身体または財産に重要な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める

(3)インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。

１８　**重大事態**とは

(１)いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身または財産に重大な被害が生じた**疑いがあると認めるとき。

(2)いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている**疑いがあると認めるとき。　【いじめ防止対策推進法第 28 条①】

≪重大事態事例≫

- **軽傷ですんだものの、自殺を企図した。**
- **カッターで刺されそうになったが、バックを盾にしたため、刺されなかった。**
- **嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続いた。　など**

１９　重大事態の報告

(１)学校は、重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者(市教委)に報告する。

(2)児童からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対処する。

２０　重大事態の調査

学校が調査の主体になる場合･･･設置者（市教委）の指導・支援のもと、以下のとおり対応する。

(１)重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。

(2)調査に際して、被害児童及び保護者の意向を踏まえた調査とするため、次の事項について説明を行う。

ア）調査の目的、目標

イ）調査の主体（組織の構成、人選）

ウ）調査時期、期間（スケジュールや定期報告）

エ）調査事項（調査対象となるいじめ行為、学校の対応等）

オ）調査方法

カ）調査結果の情報提供

(3)調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。

(4)調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(5)調査結果を学校の設置者（市教委）に報告する。

(6)いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。

※関係者の個人情報に配慮する。

※調査結果を公表する場合は公表の仕方や内容等を被害児童や保護者と確認する。

※調査結果に係る所見をまとめた文書を市長への報告書に添えることができる。

(7)いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切にすべての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。

(8)加害者に対し、個別指導を行い、謝罪の気持ちを醸成させる。

※加害児童に対する指導を行う場合、保護者の協力を得ながらあたる。

(9)「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

学校の設置者(市教委)が調査の主体となる場合･･･設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

２１　取組の評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

〇いじめの未然防止にかかわる取組に関すること

〇いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

２２　校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

２３　地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。